

五木村新型コロナウイルス感染症対策経営持続化給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響で売り上げが減少した五木村内の中小企業等（中小企業、小規模事業者及び個人事業者をいう。）の事業を持続するための資金の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 中小企業等であって、五木村内に住所を有しており、1年を通して村内で事業を営んでいる者とする。なお、主たる事業所が村外にあり、村内に事業所を持つ者については、村内で行う事業の範囲を対象とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが前年同月比で、15%以上減少した者、なお、売り上げが前年同月比で50%以上減少した従業員6名以上の小売業・卸売業・サービス業を営む法人又は、売り上げが前年同3ヶ月間比で50%以上減少した従業員21名以上の小売業・卸売業・サービス業以外の事業を営む法人で、かつ新型コロナウイルス対策関連制度融資の借り入れをしている者については、給付額の加算を行う。売上減少額の比較対象期間は、令和2年1月から令和2年12月までとする。事業を開始して1年を経過しておらず、前年との比較ができない場合については、事業開始時の事業計画における当該月の売り上げ計画値と実際の売り上げを比較するものとする。
- (3) 給付対象者に村税、国民健康保険税その他使用料等の滞納がなく、五木村暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第1号及び2号に該当しない者

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、売り上げが前年同月比で15%以上減少した中小企業等に対しては、売り上げ減少額に2分の1を乗じた額で、上限100万円とする。売り上げが前年同月比で50%以上減少した従業員6名以上の小売業・卸売業・サービス業を営む法人又は、売り上げが前年同3ヶ月間比で50%以上減少した従業員21名以上の小売業・卸売業・サービス業以外の事業を営む法人で、かつ新型コロナウイルス対策関連制度融資の借り入れをしている中小企業に対しては、売り上げ減少額に2分の1を乗じた額で、上限100万円に700万円の加算を行い上限800万円とする。なお、売り上げ減少

額に2分の1を乗じた額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。また、上限額に満たない場合は、複数回の申請を認める。

国または県の給付金制度を併用する場合、令和2年1月から12月までの前年同月の売り上げの減収額の累計から国または県の給付金の額を差し引いた額の2分の1を給付し、かつ給付金の上限額に達するまでの申請を認める。

(給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、五木村新型コロナウイルス感染症対策経営持続化給付金交付申請書(様式第1号)に五木村商工会もしくは税理士が発行する売上高等証明書及びその他必要書類を添えて村長に提出しなければならない。給付金の申請期間は令和2年5月11日から令和3年2月26日までとする。

(給付金の交付決定等)

第5条 村長は、前条の申請があったときは、速やかにその実情を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、給付金の交付決定をするものとする。

2 村長は前項の決定を行ったときは、その結果を五木村新型コロナウイルス感染症対策経営持続化給付金交付決定通知書(様式第2号)により当事者に通知するものとする。

なお、この通知書をもって、交付の額の確定通知とみなす。

(給付金の請求)

第6条 交付決定の通知を受けた者は、五木村新型コロナウイルス感染症対策経営持続化給付金交付請求書(様式第3号)により、村長に請求するものとする。

(給付金の返還)

第7条 村長は、給付金の交付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるときには、既に交付した給付金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。